

市町村における保育人材確保策等の実施予定一覧表(平成29年度)

平成29年9月1日現在

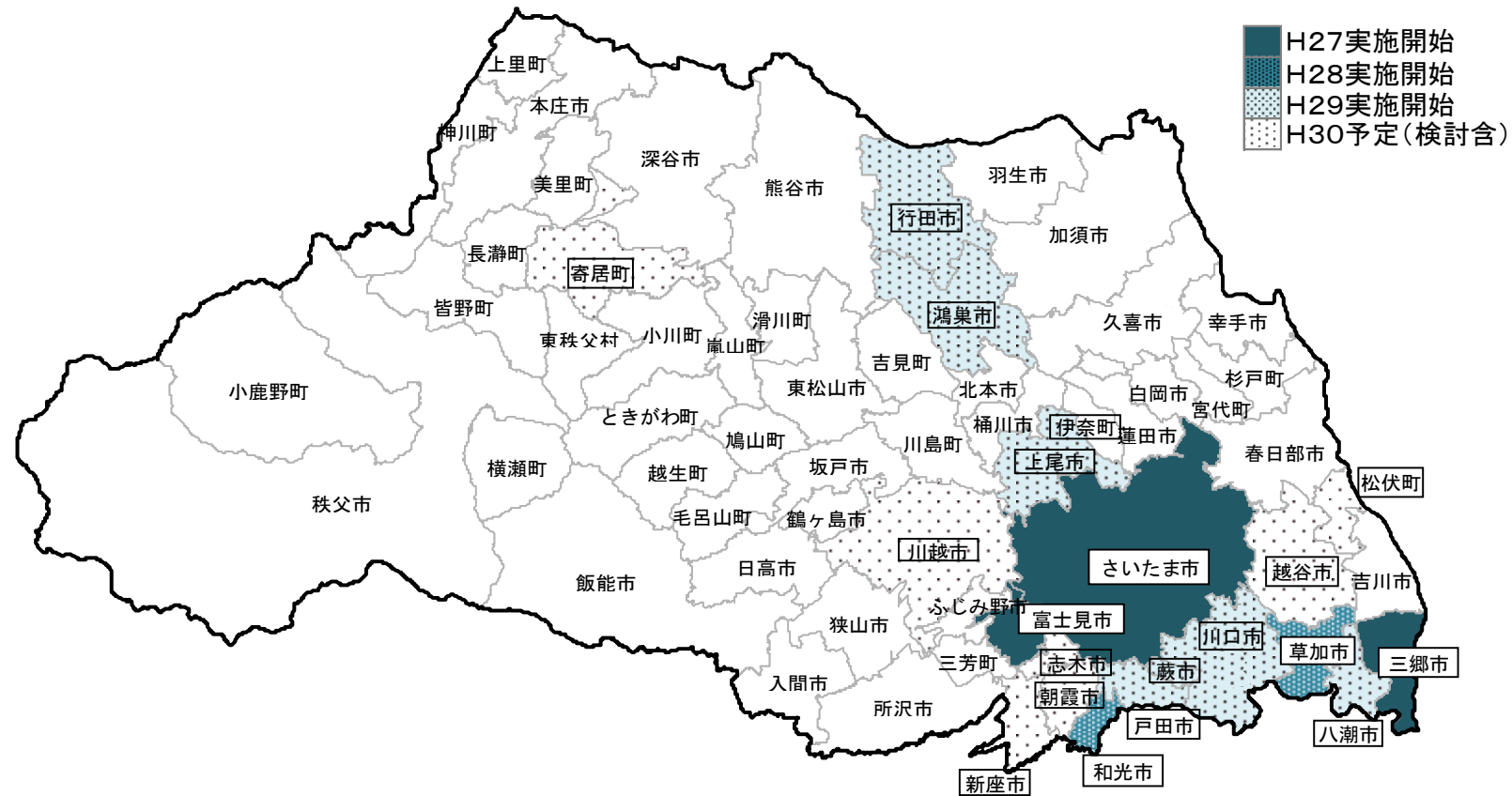
	市区町村が実施する事業						都道府県 又は市区 町村が実 施する事 業	指定都市又は中核市が実施する事業					実 施 事 業 数
	保育士宿 舎借り上 げ支援事 業	保育補助 者雇上強 化事業	保育体制 強化事業	保育士等 のキャリア アップ構 築のため の人材交 流等支援 事業	保育所等 における 業務集約 化推進事 業	保育人材 就職支援 事業		若手保育 士や保育 事業者へ の巡回支 援事業	保育士・保 育園支援 センター設 置運営事 業	認可外保 育施設保 育士資格 取得支援 事業	保育士資 格取得支 援事業	保育教諭 確保のため の保育士 資格取得 支援事業 (厚生労 働省分)	
1	さいたま市	○				○			○	○		○	5
2	川越市												0
3	熊谷市			○									1
4	川口市	○	○	○									3
5	行田市	○	○	○									3
6	秩父市												0
7	所沢市												0
8	飯能市												0
9	加須市												0
10	本庄市			○									1
11	東松山市												0
12	春日部市												0
13	狭山市												0
14	羽生市												0
15	鴻巣市	○											1
16	深谷市			○									1
17	上尾市	○	○										2
18	草加市	○	○	○									3
19	越谷市								○	○	○		3
20	蕨市	○											1
21	戸田市	○		○									2
22	入間市						○						1
23	朝霞市												0
24	志木市												0
25	和光市	○											1
26	新座市												0
27	桶川市												0
28	久喜市												0
29	北本市												0
30	八潮市	○											1
31	富士見市	○	○										2
32	三郷市	○	○	○									3
33	蓮田市												0
34	坂戸市												0
35	幸手市												0
36	鶴ヶ島市												0
37	日高市												0
38	吉川市												0
39	ふじみ野市												0
40	白岡市						○						1
41	伊奈町												0
42	三芳町												0
43	毛呂山町												0
44	越生町												0
45	滑川町												0
46	嵐山町												0
47	小川町												0
48	川島町												0
49	吉見町												0
50	鳩山町												0
51	ときがわ町												0
52	横瀬町												0
53	皆野町												0
54	長瀨町												0
55	小鹿野町												0
56	東秩父村												0
57	美里町												0
58	神川町												0
59	上里町												0
60	寄居町												0
61	宮代町												0
62	杉戸町												0
63	松伏町												0
実施市町村数		12	6	8	0	0	1	2	0	2	2	1	118

市町村における保育人材確保策等の実施予定一覧表(平成30年度)

平成29年6月30日現在

	市区町村が実施する事業						都道府県 又は市区 町村が実 施する事 業	指定都市又は中核市が実施する事業					実 施 事 業 数
	保育士宿 舎借り上 げ支援事 業	保育補助 者雇上強 化事業	保育体制 強化事業	保育士等 のキャリア アップ構 築のため の人材交 流等支援 事業	保育所等 における 業務集約 化推進事 業	保育人材 就職支援 事業	若手保育 士や保育 事業者へ の巡回支 援事業	保育士・保 育園支援 センター設 置運営事 業	認可外保 育施設保 育士資格 取得支援 事業	保育士資 格取得支 援事業	保育教諭 確保のため の保育士 資格取得 支援事業 (厚生労 働省分)	保育士試 験による 資格取得 支援事業	
1	さいたま市	○				○			○	○		○	5
2	川越市	○	○										2
3	熊谷市			○									1
4	川口市	○	○	○									3
5	行田市		○	○									2
6	秩父市												0
7	所沢市												0
8	飯能市												0
9	加須市		○										1
10	本庄市			○									1
11	東松山市												0
12	春日部市		○	○									2
13	狭山市												0
14	羽生市												0
15	鴻巣市	○	○	○	○	○	○						7
16	深谷市		○	○	○								3
17	上尾市	○	○										2
18	草加市	○	○	○									3
19	越谷市	○			○	○	○		○	○	○	○	8
20	蕨市	○											1
21	戸田市	○		○									2
22	入間市												0
23	朝霞市	○											1
24	志木市	○											1
25	和光市	○											1
26	新座市	○											1
27	桶川市												0
28	久喜市												0
29	北本市												0
30	八潮市	○											1
31	富士見市	○	○	○									3
32	三郷市	○	○	○									3
33	蓮田市												0
34	坂戸市			○		○							2
35	幸手市												0
36	鶴ヶ島市												0
37	日高市												0
38	吉川市												0
39	ふじみ野市												0
40	白岡市												0
41	伊奈町												0
42	三芳町												0
43	毛呂山町												0
44	越生町												0
45	滑川町												0
46	嵐山町												0
47	小川町												0
48	川島町												0
49	吉見町												0
50	鳩山町												0
51	ときがわ町												0
52	横瀬町												0
53	皆野町												0
54	長瀨町												0
55	小鹿野町												0
56	東秩父村												0
57	美里町												0
58	神川町												0
59	上里町												0
60	寄居町	○											1
61	宮代町												0
62	杉戸町												0
63	松伏町	○	○	○	○	○	○						7
実施市町村数	18	12	13	3	4	4	3	0	2	2	1	2	25

保育士宿舎借り上げ支援事業(国庫補助事業)実施状況



事業開始年度	市町村数	市町村名
H27	3	さいたま市、富士見市、三郷市
H28	2	草加市、和光市
H29	7	川口市、行田市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、八潮市
H30(予定ただし検討含む)	7	川越市、越谷市、朝霞市、志木市、新座市、寄居町、松伏町
計	19	

□ : 実施市町村

平成29年度保育所等入所調整に係る保育士の子どもの調整指数の加点について (平成28年11月30日時点)

※以下は平成28年度に県から各市町村へ調査した結果をとりまとめたものです。

市町村名	有無	加点数	○・・・調整指数の内容 ×・・・規定しない理由
1 さいたま市	○	9	・保育施設利用申込(転園申請を含む)をする児童の保護者が市内の保育施設に保育士・保育教諭として勤務中または採用予定の場合、利用調整基準表における調整指数で9点を加点するなど、優先度を上げる取扱いをしている。また、採用予定者は、採用予定の点数ではなく勤務開始後の勤務状況に基づき指数付けを行い、勤務中の方と同様の指数付けを行うことで、利用調整で優先するよう配慮している。 ・優先的取扱いを受ける場合、保育施設利用開始日から2年間は市内保育施設で勤務することを要件としている。
2 川越市	○	6	市内の保育施設等に勤務する保育士等については、6点加点することで、優先入所の取扱いとしている。
3 熊谷市	○	8	基準点数表において、「保護者が市内の認可・認可外保育区施設に在籍又は勤務予定の場合」という加算項目を設定し、+8点としている。
4 川口市	×	0	保育士だけ調整指数を設けると、他の職種とのバランスがとれなくなるため。
5 行田市	○	10	保育士等として保育所などへ勤務している場合は、10点加点している。
6 秩父市	×	0	調整指数としては設けていないが、同一指数だった場合には、保育士の子どもの優先とする扱いを既にしているため。
7 所沢市	○	2	・利用調整指数に2点加算。 ・労働で使用している指数を2点刻みで設定しているため、同条件で働いている他の申請者より有利な状態にしている。
8 飯能市	○	3~10	29年度4月入所希望者の利用調整から運用を開始。 管内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に勤務(予定を含む)している者について、就労形態に応じて10~3点を加点。 これにより、就労内定を理由とする申込の場合であっても就労中の場合と同等の指数での利用調整が可能となる。
9 加須市	○	4	4点加点することで、他の調整指数より大きく差を設けており、実質的には保育所に最優先で入所できるようにしている。
10 本庄市	○	3又は5	市内施設勤務の保育士については、きょうだいの同一保育所入所の加点数+5点と一緒にしている。市外勤務の保育士については、+3点としている。
11 東松山市	×	0	・保育士だけ調整指数を設けると、他の申請者とのバランスがとれなくなるため。 ・保育士だけ優先入所に係る措置を行うことを、他の保護者から理解を得ることが難しいと考えられるため。
12 春日部市	×	0	保育士も他の職業でも、保育を必要とすることに変わりはないため、現状としては考えていない。
13 狭山市	○	5	勤務している者については+5点、勤務を予定している者については+3点加点することで、保育所等に優先で入所できるようにしている。
14 羽生市	×	0	・「その他に該当する理由」として調整指数を設けることが可能であるため。 ・待機児童がいないため、保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても、保育所に入所できるため。
15 鴻巣市	○	不明	・調整指数を加点 ・採用予定者は、勤務開始後の勤務状況で点数をつける

平成29年度保育所等入所調整に係る保育士の子どもの調整指数の加点について (平成28年11月30日時点)

※以下は平成28年度に県から各市町村へ調査した結果をとりまとめたものです。

市町村名	有無	加点数	○・・・調整指数の内容 ×・・・規定しない理由
16 深谷市	○	5又は15	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設勤務の保育従事者(市内保育施設勤務)を+15点加点することで、他の調整指数より大きく差を設けており、実質的には保育所に最優先で入所できるようにしている。 ・保育施設勤務の保育従事者(市外保育施設勤務)+5点加点することで、他の調整指数より差を設けており、実質的には保育所に優先で入所できるようにしている。
17 上尾市	○	3	きょうだいの同一保育所入所の加点数+3点と一緒にしている。
18 草加市	×	0	<p><u>平成29年度より調整指数を設けるか現在検討中</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整指数を加点しても入園できる可能性が低いため、最優先的な利用調整ができるか現在、検討中である。 ・近隣市の状況においては、調整指数(1点～9点)が多く見受けられるが、当市においては、同等の加点では希望園の入園が極めて困難なため、調整指数を加点する前の「基準点」が低い就労予定者(保育士)も救済できる方策を検討する必要がある。 ・公立保育園勤務の保育士が育休復職するにあたり、最優先的な利用調整をした場合において、市民からの苦情が想定されるため。(近年、待機児童の保護者から公務員が入園に関して優遇されていないかとのクレームがある。) ・潜在保育士を再雇用した場合に、すぐに離職するケースが増えており、優先入所後に一定期間を勤続する誓約書等を交わす必要がある。(また、離職した場合に当該児の退園が可能か検討する必要がある。)
19 越谷市	○	1	調整指数の中に「保育士(保育教諭)として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合・・・1点」の加点項目がある。(保育士証の写しの添付)
20 蕨市	×	0	保育士だけ調整指数を設けると、他の市民とのバランスが取れなくなるため、慎重な検討が必要である。
21 戸田市	○	1	保護者が常勤保育士(月20日以上、1日6時間以上の勤務)として、市内認可保育施設(認可保育所、地域型保育事業所)に勤務または採用内定の場合、調整指数として「1点」加点する。
22 入間市	○	5	5点加点することで、他の調整指数より差が出ることで、実質的には保育所に優先で入所できるようにする。
23 朝霞市	×	0	待機児童が多数いる中で、特定の職種のみを優先的に扱うことに対し、保護者の理解を得ることが難しいと考えられるため。
24 志木市	×	0	職業による調整指数を設けると、平等性に欠けるため
25 和光市	×	0	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士だけ調整指数を設けると、保育士としてみならずことができる看護師、小学校教諭等とのバランスがとれなくなるため。 ・保育の入所の審査については、指数による一次審査及び個々の状況に応じた合議による2次審査を実施しているため。
26 新座市	○	1	市内認可保育施設に就労又は就労予定の方で、1年以上の就労継続に同意いただき、保育士証等の書類が提出されている方について、1点の加点を行う。
27 桶川市	×	0	保育士だけ調整指数を設けると、看護師や介護士等の公平さが保てなくなるため。
28 久喜市	○	1	市内の保育施設等で保育士、幼稚園教諭、学童指導員として勤務する場合は、+1点加点している。
29 北本市	○	3	市内認可保育所に月20日以上1日6時間以上勤務する(予定を含む)保育士の子どものみ、3点加算している。

平成29年度保育所等入所調整に係る保育士の子どもの調整指数の加点について (平成28年11月30日時点)

※以下は平成28年度に県から各市町村へ調査した結果をとりまとめたものです。

市町村名	有無	加点数	○…調整指数の内容 ×…規定しない理由
30 八潮市	○	2又は4	<ul style="list-style-type: none"> 『市外の認可保育施設に保育士(保育教諭)として月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合』に2点加点 『市内の認可保育施設に保育士(保育教諭)として月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合』に4点加点としている。市内の認可保育施設で保育士として勤務する場合の加点につきましては、他の調整指数よりも大きくすることで優先的に入所できるようになっている。 ※参考 『兄弟姉妹が保育園・地域型保育・認定こども園(保育認定)に在園している場合又は兄弟姉妹が同時に2人以上の申込をしている場合』の加点は2点となっている。
31 富士見市	×	0	保育士のこどもの優先入所という調整指数は設けていないが、特別な場合の加減点を設けているため、現時点ではその指数を活用している。
32 三郷市	○	2	平成29年度保育の必要性の認定基準表より新たに「保育士資格を有し認可保育施設で就労している」を加え、父・母共に認定基準に該当する場合は、2点(兄弟が入所中の加点と同等)の加点を行うよう取扱いをしている。
33 蓮田市	×	0	保育士だけ調整指数を設けると、他の職種とのバランスがとれなくなり、公平でなくなってしまうため。
34 坂戸市	○	10	市内の保育所等に勤務する保育士等については、+10点加点することで他の調整指数より大きく差を設けている。(ただし、内定者は除いている。)
35 幸手市	○	3	市内で保育士または放課後児童クラブの指導員として就労している(予定も含む)場合、3点を優先利用指数として加点する。
36 鶴ヶ島市	○	1又は4	市内保育所に勤務する保育士 4点(加算) 家庭外労働の最低点数6点が最高点数10点と同等となるようにしている。 市外保育所に勤務する保育士 1点(加算) 市外についても配慮するため。
37 日高市	○	2	保育所入所基準指数表に基づき算定しているが、内規として階層別加算を設け、さらにその他考慮すべき事項として、仕事が保育士である場合は+2点の加算を行っている。
38 吉川市	○	2又は4	基本指数を最大20点としており、保育士については以下の加点項目を設けている。 【平成28年度分利用調整】 保育士として月20日以上1日6時間以上勤務する場合及び学童保育支援員として月20日以上1日5時間30分以上勤務する場合、1点加点する。 【平成29年度分利用調整】 <ul style="list-style-type: none"> 市内の認可保育施設で保育士・学童保育室で学童支援員として勤務している又は勤務することが内定している場合、4点加点する。 市外の保育施設で保育士として月20日以上1日6時間以上勤務する場合及び市外の学童保育室で学童保育支援員として月20日以上1日5時間30分以上勤務する場合、2点加点する。
39 ふじみ野市	○	1	父母の職業指数として、「保育士資格があり、保育士としての月20日以上、1日6時間以上(常勤換算できるの保育士が対象)勤務の就労証明書がある(内定も含む)」に該当ある場合は、1点追加する。 同じ保育の必要指数となった時に(勤務状況が同じ家庭)優遇されるよう、1点加点する。
40 白岡市	○	3又は5	<ul style="list-style-type: none"> 保育士・幼稚園教諭として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合(市外の施設)…3点加点 保育士・幼稚園教諭として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合(市内の施設)…5点加点 同一世帯において2人以上の同時申込みがある場合…3点加点

平成29年度保育所等入所調整に係る保育士の子どもの調整指数の加点について (平成28年11月30日時点)

※以下は平成28年度に県から各市町村へ調査した結果をとりまとめたものです。

市町村名	有無	加点数	○・・・調整指数の内容 ×・・・規定しない理由
41 伊奈町	○	4又は5	平成29年4月1日入所選考より以下の通りに調整指数を設定する予定。 ・町内の保育施設に保育士等(保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師の有資格者)として勤務している場合は、5点加点。 ・町外の保育施設(保育所、小規模、認可、認可外、事業所内託児所)に保育士等(保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師の有資格者)として勤務している場合は、4点加点
42 三芳町	×	0	指数での加点はしないが、平成29年度より同点の場合に考慮する項目に追加する。
43 毛呂山町	×	0	保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても、保育所に入所できるため
44 越生町	×	0	現在は待機児童がいないため、保育士の子どもの保育所入所に優先の調整指数を設けなくても保育所に入所できるため。なお、具体的な数値による優先指数は設けていないが、優先入所の配慮は行う。
45 滑川町	×	0	調整指数は設けていないが、保育園からの申し出により、必要があれば優先入所の検討を行う予定
46 嵐山町	×	0	調整指数の設定はないが、親が保育士であり、保育施設勤務のために入所が必要な場合は、優先して入所できるよう配慮している。
47 小川町	○	不明	就労、妊娠・出産、障害等の保育を必要とする事由ごとに加点(例えば、外勤で1日当たり就労時間が8時間以上の場合10点、6時間以上の場合8点のような形、障害1・2級の場合10点、3級の場合8点のように)していく方式により、保育の必要性の高さ・優先度の順位付けを行ったうえで、例えば保護者の就労状況が同等程度である複数の児童がいたとき、一方の保護者が保育士である場合に、その保育士の子どもの入所を優先させるような方向性で調整指数を設ける。
48 川島町	×	0	待機児童がいないため、保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても、保育所に入所できるため。
49 吉見町	○	不明	管内保育所に勤務の場合とその他に分け、調整点数を加算する予定。(具体的な点数については調整中。)
50 鳩山町	○	不明	平成28年度、検討中。平成29年度より実施予定。 現在検討中の保育所入所基準内の調整指数の項目に、上記内容を追加予定。
51 ときがわ町	×	0	待機児童がいないため、保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても、保育所に入所できるため。
52 横瀬町	×	0	待機児童がいないため、保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても、保育所に入所できるため。
53 皆野町	○	2	町内施設に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童クラブ指導員の子の入所 +2点加点。
54 長瀨町	×	0	待機児童がいないため、保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても、保育所に入所できるため。
55 小鹿野町	×	0	待機児童がいないため、保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても、保育所に入所できるため。
56 東秩父村	×	0	待機児童がいないため、保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても、保育所に入所できるため。
57 美里町	○	4	4点加算し、多子世帯(第3子以降あり)や兄弟同一保育所入所の加算点よりも1点多い。

平成29年度保育所等入所調整に係る保育士の子どもの調整指数の加点について (平成28年11月30日時点)

※以下は平成28年度に県から各市町村へ調査した結果をとりまとめたものです。

	市町村名	有無	加点数	○・・・調整指数の内容 ×・・・規定しない理由
58	神川町	○	10	10点加点することで、他の調整指数より大きく差を設けており、実質的には保育所に最優先で入所できるようにしている。
59	上里町	×	0	保育所利用調整表の中で、【保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童クラブの指導員等の子どもが入所することにより、全体へのメリット等が考えられる場合には、その子どもの保育所入所を優先とする】旨の明記あり
60	寄居町	×	0	待機児童がいないため、保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても、保育所に入所できるため。(調整指数等は設けていないものの、保育士の子どもの優先措置自体は有)
61	宮代町	○	不明	保育士の児童が入所する場合には、「宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」に基づく調整点項目(入所基準指数に加算・減点)により、「保護者が保育士であり、保育所・学童保育所等で月20日以上1日6時間以上勤務する場合」に加点している。
62	杉戸町	×	0	・入所希望者全体の平等性を考えて調整指数を設けていない。 ・年度当初は保育士の子どもに対して優先入所の規定を設けなくても入所できていたため調整指数は設けていなかったが、今後は入所申込状況を見て検討していく。
63	松伏町	×	0	職種にかかわらず、保護者の勤務形態が常勤の場合、選考における点数は高く設定しており、優先的に入所できている。そのため、新たに保育士の子どもの優先入所に係る調整指数を設ける必要性は低い。

保育士の子どもの保育所等の優先利用について

回答期限 11月30日(水)

市町村名	
担当課名	
担当者名	
電話番号	

現在、待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を進めており、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっています。子育てなどで保育現場を離れた保育士の復職を促すため、保育士が子どもを預けやすい環境を整えることを目的として、内閣府及び厚生労働省より平成28年2月15日付けで「保育士等の子どもの対象とする保育所等の優先利用等について(周知)」の事務連絡が発出され周知されているところです。

つきましては、この事務連絡に係る貴市町村の状況について以下の内容に御回答いただきますよう御協力をお願いいたします。

- 1 貴市町村において、すでに保育士の子どもの優先入所に係る調整指数を設けていますか。該当する()内に○を記入してください。

() 設けている ⇒ 3へ

() 設けていない ⇒ 2へ

- 2 貴市町村において、平成29年度より保育士の子どもの優先入所に係る調整指数を設けますか該当する()内に○を記入してください。

() 設ける ⇒ 3へ

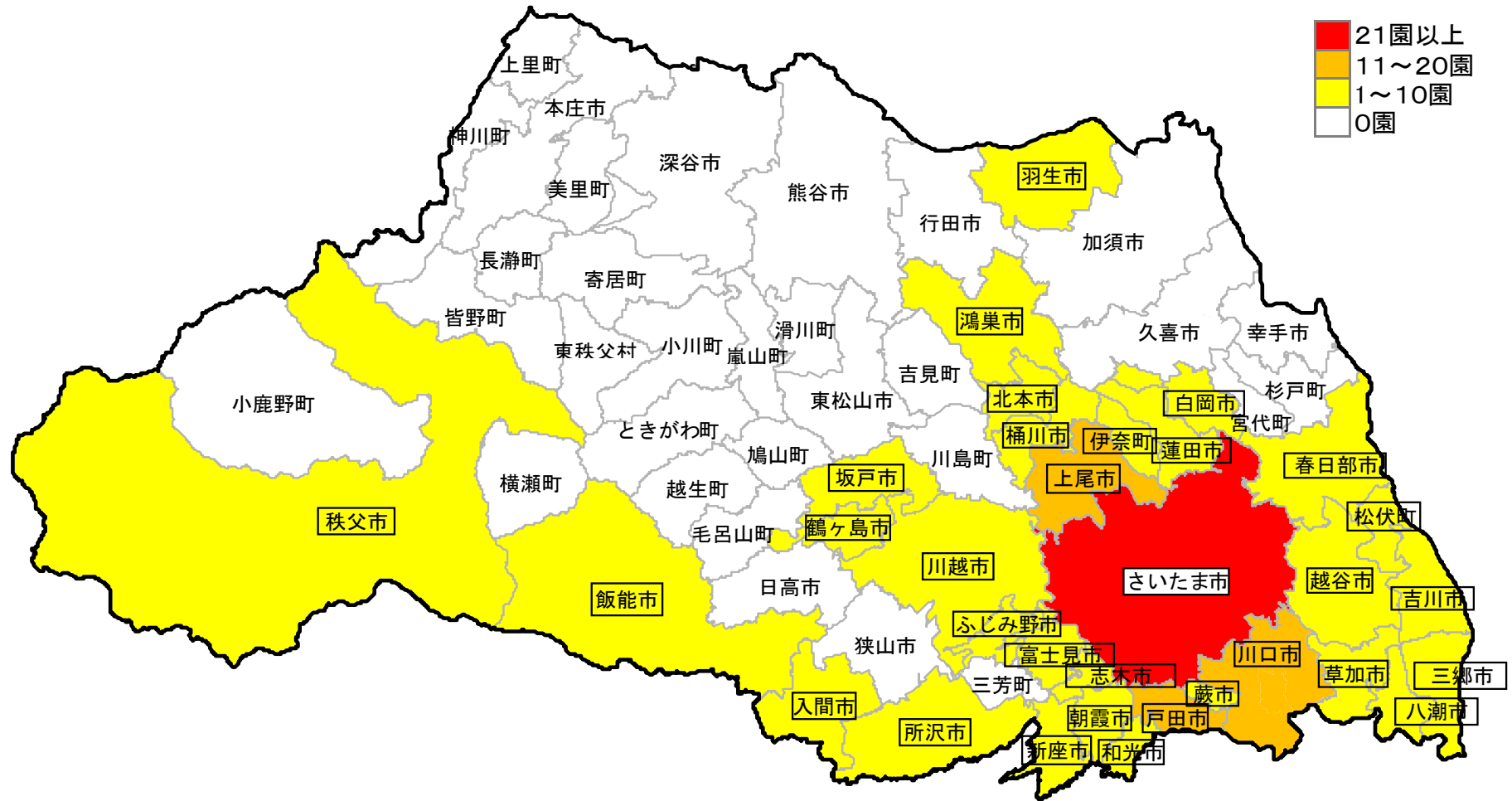
() 設けない ⇒ 4へ

- 3 保育士の子どもの優先入所に係る調整指数について具体的に教えてください。

- 4 保育士の子どもの優先入所に係る調整指数を設けない理由を具体的に教えてください。

以上です。御協力ありがとうございました。

保育士就職フェア 施設参加状況



□: 管内施設の参加があった市町村

2017 埼玉がいいね！

保育士

就職フェア

あなたに合った保育所と出会うチャンス！

参加費

無料

8月30日(水) ~ 8月31日(木)

大宮ソニックシティ 地下第一展示場

(JR大宮駅 西口 徒歩3分 お越しの際は公共交通機関をご利用ください。)

講演会 11:00 ~ 12:00 (先着申込順) 就職フェア 12:00 ~ 15:30 (申込不要)

対象 保育士資格をお持ちの方 / 保育士試験合格を目指す方 / 保育の仕事に興味がある方

講演会

定員 80名

保育園選びで大切なこと教えます



8月30日(水)

時間 11:00 ~ 12:00

講師 大豆生田 啓友 先生

保育園就職、何を基準に選んだらよいのでしょうか。そのポイントは保育の質にあります。保育の質をわかりやすいエピソードでお話しします。

プロフィール

青山学院大学大学院文学研究科教育学専攻修了後、青山学院幼稚園教諭等を経て、現在は玉川大学教育学部教授を務める。日本保育学会副会長も兼任し、幼児教育学・保育学・子育て支援などを専門にNHKEテレ「すくすく子育て」など、講演やテレビでも活躍。

講演会

定員 80名

お話で寄り添う心と心



8月31日(木)

時間 11:00 ~ 12:00

講師 サトシン 先生

絵本やおてて絵本での「人と人」のコミュニケーションの面白さと大切さを読み聞かせもふくめてお話しします。

プロフィール

1962年、新潟県生まれの絵本作家。広告制作プロダクション勤務、専業主夫、フリーのコピーライターを経て絵本作家に。作家活動の傍ら、コミュニケーション遊び「おてて絵本」を発売、普及活動に力を入れている。絵本の主な作品に「うんこ！」(西村敏雄・絵/文溪堂)、「わたしはあかねこ」(西村敏雄・絵/文溪堂)、「とこやにいったライオン」(おくはらゆめ・絵/教育画劇)



主催 埼玉県 後援 埼玉労働局 運営 株式会社シグマスタッフ (受託事業者)

共催 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 (保育士・保育園支援センター) / 埼玉県保育協議会 / 公益財団法人 埼玉県産業文化センター

講演会情報、参加保育所など決まり次第、随時掲載！

埼玉がいいね！シグマスタッフ

検索

お申込み・お問合わせ (受付時間：平日 9:00 ~ 17:30)

TEL 0120-206-851 FAX 048-647-9081



講演会参加申込書 (11:00 ~の講演会へご参加希望の方はFAXや郵送、お電話などでお申込ください。)

FAX **048-647-9081** TEL **0120-206-851**

URL http://www.sigma-staff.co.jp/education/2017_saitamaken_hoiku/ (埼玉がいいね！保育士就職応援事務局)

お申込みは、FAX、電話、ホームページからお申込みください。FAXでお申込みの際は、下記、参加申込書に必要な事項をご記入の上、お申込みください。

講演会参加希望日	<input type="checkbox"/> 8月30日(水) (保育園選んで大切なこと教えます)		<input type="checkbox"/> 8月31日(木) (お話で寄り添う心と心)	
フリガナ 氏名			生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (年齢 歳)
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	ご住所	〒	電話番号 (自宅) (携帯)
E-MAIL				
資格	保育士 取得済・取得見込 (年 月)		幼稚園教諭Ⅰ種 取得済・取得見込 (年 月)	
	幼稚園教諭Ⅱ種 取得済・取得見込 (年 月)		その他 ()	

※いただいた個人情報は当事業運営及び埼玉県少子政策課で行う事業の案内にのみ使用し、それ以外の目的には利用いたしません。

保育士就職フェアの概要

就職 フェア

Question

保育士就職フェアで
何ができる？

求人資料などの閲覧

正社員やパートなど様々な求人情報をまとめたパンフレットがもらえます！

保育所職員による求人 内容や職場の説明

求人票だけではわからない職場の雰囲気など詳しい話が聞けます！

保育所への選考申し込み

履歴書、もしくはプロフィールシートを提出し、マッチングのきっかけが作れます！

就職相談ブースでの書類 作成などのアドバイス

「どのブースを訪問したらよいかわからない」「応募書類が上手く書けない」などの不安や悩みが払拭できます！

スケジュール 受付 10:30 ~ / 講演会 11:00 ~ / 就職フェア 12:00 ~

持ち物 履歴書、筆記用具、メモ帳、大きめのバッグや手さげ袋など

服装 自由

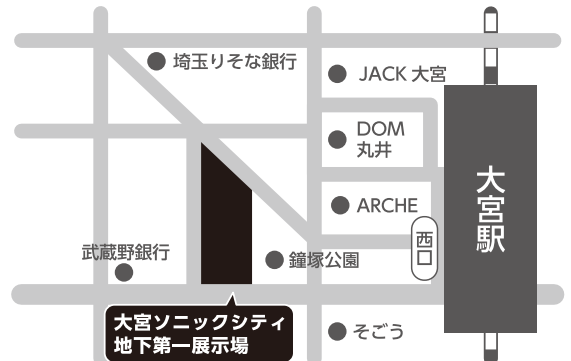
講演会情報、参加保育所など決まり次第、随時掲載！

埼玉がいいね！シグマスタッフ

検索



[URL] http://www.sigma-staff.co.jp/education/2017_saitamaken_hoiku/



お申込み・お問合わせ (受付時間：平日 9:00 ~ 17:30)

埼玉がいいね！保育士就職応援事務局

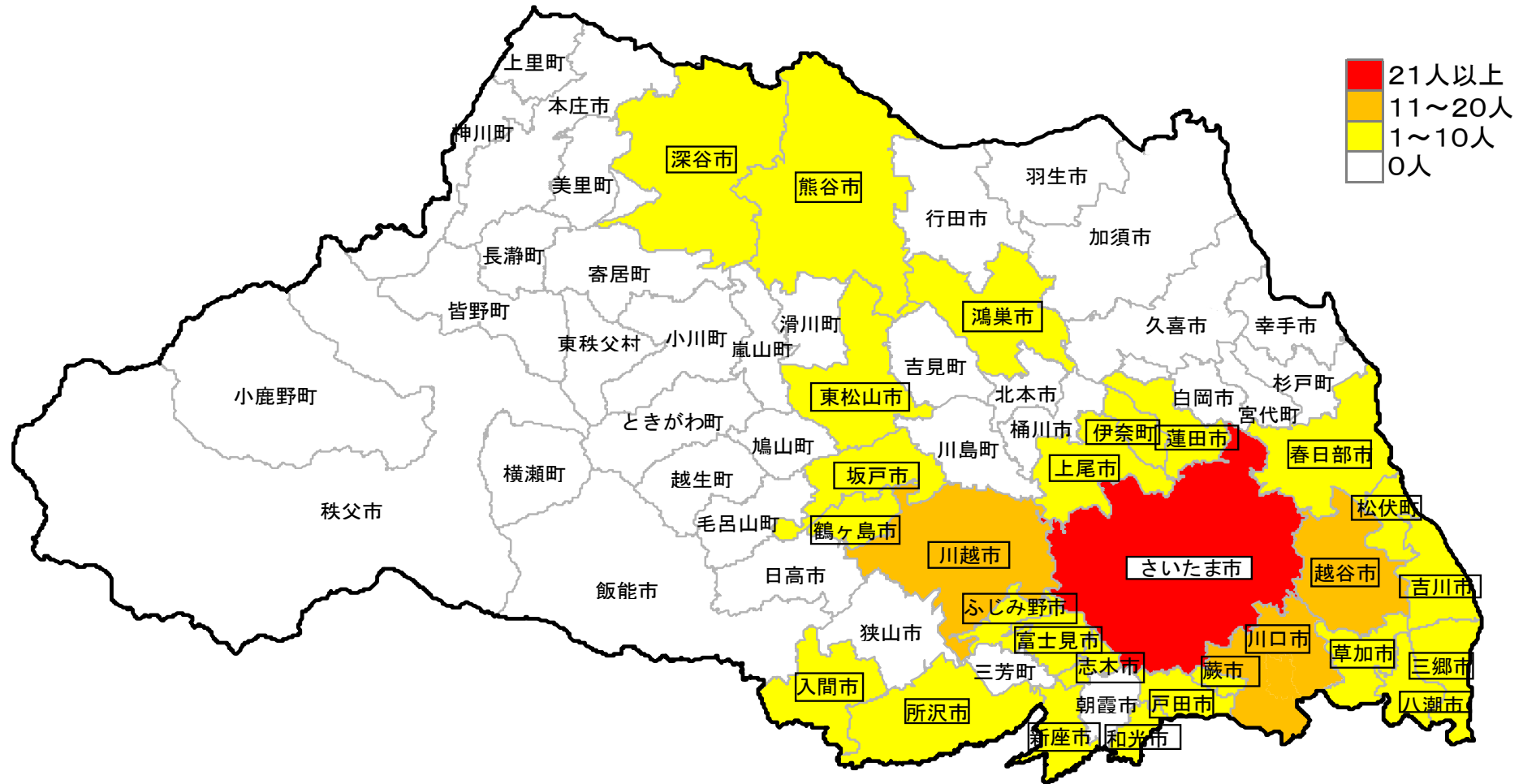
TEL **0120-206-851**

受託事業者

株式会社シグマスタッフ
さいたま市大宮区桜木町 1-9-1 三谷ビル7階

シグマスタッフ

経営者・管理者セミナー 参加状況



□: 管内施設から参加があった市町村

保育所 経営者・ 管理者向けセミナー

受講料
無料
(先着順)

「選ばれる保育園」になるために必見のセミナーです！

7/20 木 会場：越谷コミュニティセンター
定員：70名

8 / 2 水 会場：ウェスタ川越
定員：50名

8 / 3 木 会場：さいたま市 宇宙劇場
定員：40名

8/18 金 会場：熊谷ハートピア
定員：20名



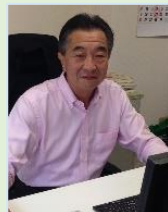
埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

スケジュール

13:10～	受付開始
13:30～13:45	埼玉県福祉部少子政策課より「埼玉県内の保育をめぐる現状」
13:45～16:30	「職員・利用者双方から選ばれる保育園」になるために 職員の定着率の向上や保護者とのコミュニケーション、地域特性に配慮した運営など、経営に関わる事項について、国や県が定める一定水準や成功事例を学び「選ばれる保育園」を目指しましょう。

【講師 和田 俊一 氏】

- 株式会社 ケアシステムズ 代表取締役。
- 平成17年に福祉サービス評価調査事業の(株)ケアシステムズを設立し、現在に至る。
- 埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県福祉サービス第三者評価調査員として、福祉サービス第三者評価971件、福祉サービス外部評価131件の、評価実績業界123社中6位の実績を持つ。



お申し込み方法
・
お問い合わせ先

裏面をご覧の上、電話・FAX・インターネットより
お申し込みください。

株式会社シグマスタッフ 大宮支店（受託事業者）
TEL：0120-206-851 FAX：048-647-9081

セミナー参加申込書

セミナー4日前までに、電話・FAX・インターネットよりお申し込みください。
 なお先着順となりますので、定員になり次第、締め切らせていただきます。
 参加が確定した方には担当よりメールにてご連絡いたします。



TEL 0120-206-851 **FAX 048-647-9081**

(埼玉がいいね！
 保育士就職応援事務局)

URL http://www.sigma-staff.co.jp/education/2017_saitamaken_hoiku/

参加希望日 [お越しの際は公共交通機関をご利用ください。]	<input type="checkbox"/> 7月20日(木) 越谷コミュニティセンター(南越谷駅・新越谷駅より徒歩3分) 【2階 視聴覚室】		
	<input type="checkbox"/> 8月 2日(水) ウェスタ川越(川越駅より徒歩5分) 【2階 活動室2】		
	<input type="checkbox"/> 8月 3日(木) さいたま市 宇宙劇場(大宮駅より徒歩3分) 【5階 研修室】		
	<input type="checkbox"/> 8月18日(金) 熊谷ハートピア(熊谷駅直結 ティアラ21内) 【4階 会議室】		
ふりがな		ふりがな	
法人または会社名		施設または事業所名	
施設・事業所区分	<input type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> ナーサリールーム <input type="checkbox"/> 家庭保育室 <input type="checkbox"/> 地域型保育事業所 (<input type="checkbox"/> 小規模保育事業所A型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業所B型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業所C型 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> その他()		
施設・事業所の連絡先	担当者:		
	電話:	FAX:	
	〒	所在地:	
	E-mail:		
参加者氏名	名前:	役職名:	
	名前:	役職名:	
	名前:	役職名:	

※いただいた個人情報は当事業運営及び埼玉県少子政策課で行う事業の案内のみに使用し、それ以外の目的には利用いたしません。